

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成28年11月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成27年9月9日（水）午前10時25分頃、周南市大字金峰の国道434号川本大橋南側付近において、教育部生涯学習課職員の運転する公用車が右折しようとしたところ、対向車線を走行していた相手方車両に接触し、相手方車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 光市中島田1丁目20番1号

氏名 田中鋼材株式会社

代表取締役社長 田中 正弼

(3) 損害賠償の額

¥157,500—

2 専決処分の年月日

平成28年10月17日

(参 考)

事 故 状 況 図

